

農業委員会等交付金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第36号

農業委員会等交付金等交付規則の一部を改正する規則

農業委員会等交付金等交付規則（昭和31年香川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付金等の交付の対象となる経費及び額等)</p> <p>第2条 前条第1項に規定する交付金の交付の対象となる経費は、農業委員会が法第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務を行う場合に要する経費で委員、<u>農地利用最適化推進委員</u>及び職員に要するもの並びに農地等の利用関係に関する調査及び資料の整理に要するものとし、その額は、次の基準に従い、知事が定める。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(交付金等の交付の対象となる経費及び額等)</p> <p>第2条 前条第1項に規定する交付金の交付の対象となる経費は、農業委員会が法第6条第1項に規定する事項に関する事務を行う場合に要する経費で委員及び職員に要するもの並びに農地等の利用関係に関する調査及び資料の整理に要するものとし、その額は、次の基準に従い、知事が定める。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成29年度分の交付金から適用する。